

「一九三〇年代日帝の朝鮮人満洲移民政策研究」を紹介するにあたつて 安 錦 珠

私がこの論文と出会ったのは、日本に住んでいながら日本のこと、自分の祖国のこともよくわからないまま暮らしている中で、ASS（アジア社会学セミナー）に誘われ、日本人の満洲移住に朝鮮人も関わっていたことを知り、私でもできるものがあつたらと思って研究会の一人として加わったことからだつた。もっと正確にいうと、私の実家は韓国で、子連れで平均年一回の里帰りをしている。今年初めの里帰りの際、ASSから”韓国に行くついでに、満洲移民に関する資料があつたら・・・”とのことだった。満洲に関するものは、日本と同じように、目録だけでも数え切れないほどあるが、満洲移民、それも満洲移民の政策面を扱っているものはほんの少ないものだつた。その中で、この論文と出会つたのだ。

日本で、満洲移民研究会で、日本の満洲移民の事は大ざっぱに聞いていた。その中に中国人、朝鮮人に関するものは度々出てくる。しかし、それらの論文はみんな日本人の目で見たもので、何か「物」あつかいをするよう

な言い回しが沢山出てくることに気づいた。そんなとき入手したこの論文は、私の味方だつた。

しかし、残念ながら本文でも少々触れていることが、韓国内で満洲に関する研究は数多くありながら、大半のものが日本帝国主義からの解放運動、満洲移住動機、満洲での朝鮮人の生活状況等を中心テーマとしていて、日本帝国主義の移民政策に関する研究は微々たるものであつた。一方、日本では移民政策の研究は進んでいるとは言え、上記のように日本人の視点での満洲研究で、満洲研究に出てくる中国人、朝鮮人のことは侵略された人々の実態としてしか見られないところがある。その面でも、朝鮮人、即ち韓国内からの視点は日本の満洲研究にも大きな役割を果たせるであろう。

これから韓国の重要な課題となる研究部門の基礎という意味で大きな意味を持っているこの論文を日本の方々にもぜひ目を通して頂きたいと思い、紹介するところである。

一九三〇年代日帝の 朝鮮人満洲移民政策研究

劉願錦珠
(訳安重錦珠)

I. はじめに

日帝（日本帝国主義一訳）の韓国占領以降、実施した土地調査事業、産米増殖計画など植民地農政によって、土地を失って朝鮮内どこでも生計が立てられない人たちは国外に出ていった。初期には主に北部地方の人たちは満洲へ、南部地方の人たちは日本へと移住して行つた。しかし、一九二五年、渡航禁止令が実施された後は朝鮮全体を通して満洲移住者が激増するようになつた。このような状況は、満洲事変を前後として以前の分散的な自由移民から植民地権力による統制計画移民へと変化しながら一層加速した。

日帝時代の朝鮮人の満洲移住史に関する国内研究の中で比較的古いものとしてはヒヨンギュファンとコ・スンゼの論文がある。ヒヨンギュファンは多くの資料を網羅しているが、出典を明らかにしないままに放漫に並べ

ているので、本格的な研究成果と見るには無理がある。しかし、朝鮮人満洲移民史に関する先行研究として意義が大きい。コ・スンゼは移住動機を中心にして日帝の移民統制と政策的移民部分を扱っているが、非常に粗略である。その他、関連の研究者としてオ・セチャンとバク・ヨンソクがいる。オ・セチャンは在満朝鮮人の二重国籍問題、土地商租権問題等の一九二七年を前後とする時期、中国官憲の在満朝鮮人にに対する驅逐圧迫の実態を中心として扱っている。バク・ヨンソクはマンボ山事件の背景として中国官憲の朝鮮人圧迫の事例を上げている。最近の研究としては、イ・ヒヨンチヤンとバク・チャングウクの論文がある。イ・ヒヨンチヤンは間島延吉県の一村の事例研究を通して中国人と朝鮮人の間の階級分化の他、在満朝鮮人の間の階級分化の分析に取り組んでい る。バク・チャングウクは満洲出身の研究者で在満朝鮮人の生活ぶりに関して豊富に論じている。

他方、国外の研究の中では、代表的なものとして依田憲家の論文がある。彼は満洲事変以降の日帝の政策的移民にふれ、在満朝鮮人の統制集団部落制度の実態と、さらには在満中国人との対立関係の形成の理由等を扱っている。

しかし、国外研究を除く大半の研究が通り一遍として移住動機の問題に片寄るか、中国官憲の圧迫の問題にはとんどの紙面を当てている。それに反して、日帝の移民政策自体に関してはこれの事実等と関連付けて簡単に触れる位だ。それゆえ、筆者は一九三一年の満洲事変、一九三七年の中日戦争等の侵略戦争の過程で現れた日帝の既住朝鮮人移民統制と新規計画移民の実態及びその生活を究明することによって、在満朝鮮人社会の根源的理解に貢献し、進んでは日帝時代の満洲地域の朝鮮民族解放運動研究の為の礎になることを願っている。

II. 満洲事変以前における

朝鮮人の満洲移住と移民社会の特性

朝鮮人の満洲移住は日本帝国の朝鮮軍事占領（本文では日本の朝鮮占領と呼ぶ）の以前からあつたが、彼らに対する中国人側と朝鮮人側の態度も少しづつ変わつてき

た。しかし、朝鮮人の満洲移住の全時期を通して政策的に移民が統制、計画されたのは一九三〇年代からであると思われる。そして、満洲事変（一九三一）を境として、それ以前は“自由移民時期”、それ以後は“移民統制及び計画移民期”に分かれる。ここでは先ず、満洲事変以前の時期の満洲移民の実態と生活について論じることにする。

この時期は、植民地当局によつて特別な移民政策が立てられたことはなく、ただ日帝の韓国占領等の政治的原因と土地調査事業（一九一〇～一九一八）、産米増殖計画（一九二〇～一九三四）等、植民地農業政策による没落農民の増大という経済的原因によつて移民が現れていた。一九一〇年～一九三一年の時期の満洲移住朝鮮人の数字に関する統計としては「表1」がある。

〈表1〉 1910～1931年の満洲移住朝鮮人統計

年	満洲 移住民	朝鮮帰還 移住民	増 加	年	満洲 移住民	朝鮮帰還 移住民	増 加
1910	43,418		(+) 43,418	1922	6,704	1,630	(+) 5,076
1912				1923	5,904	6,824	(-) 920
1913	16,514	2,428	(+) 14,086	1924	7,995	6,765	(+) 1,230
1914	8,380	1,800	(+) 6,580	1925	6,691	7,277	(+) 586
1915	11,100	3,956	(+) 7,144	1926	15,974	9,027	(+) 6,947
1916	9,208	8,064	(+) 144	1927	23,640	10,516	(+) 13,124
1917	12,713	6,169	(+) 6,544	1928	14,725	15,146	(-) 421
1918	32,438	5,936	(+) 26,502	1929	9,889	10,958	(-) 1,069
1919	37,135	4,141	(+) 32,994	1930	6,745	12,354	(-) 5,609
1920	15,568	10,285	(+) 5,283	1931	4,135	13,699	(-) 4,135
1921	7,481	8,108	(-) 627	計	296,359	134,983	残留 161,376

備考：1932年7月18日朝鮮総督府外史課長が提供したもので、朝鮮総督府国境警察官の統計によるものなので、越境密出密出国者がいるにも拘らず、満洲移住者を過小評価していると思われる。

国際連盟協会《リットン報告書》，PP.774～775.

用したと思われる。同時に経済的動機として、一九一八年に日帝の土地調査が完了する中で土地を失った農民の内、家族とともに満洲に移住して行った人が大部分を占めたと思われる。

そうするうちに、一九一八年からは満洲移住者よりも帰還者の方が多いという逆流現象が起きている。それは、一九二七年から本格化した中国側の朝鮮移民に対する驅逐と圧迫が原因として上げられる。中国側の駆逐・圧迫に火を付けたのは三矢協定（一九二五）である。だが、これが本格化したのは一九二七年以降になるため、一九二七年を境に制限時代（一九一〇～一九二六）と、排斥時代（一九二七～一九三一）に分けられる。即ち日帝の態度の侧面から見ると制限・排斥の時代と言える。

しかし、在満朝鮮人のこのような受難にも拘らず、日帝は満洲事変までは移民に対する積極的政策を取ったことはなく、ただ間接的に促進し、奨励した跡が見られるだけである。国際連盟発行の《リットン報告付帶書》は、不干涉と時には移住を促進、時には制限する無定見、又は奨励や援助なしに移住の自然な結果を容認すること“が日本政府のこの時期の態度だと述べている。

（表1）によると、韓国占領（一九一〇）以降四年間移住者は急増したが、一九一四年以降増加幅が一時鈍化するようになり、一九一九年を前後に再び急増したこと分かる。これは、日帝に対する政治的不満が大きく作

地方、南満洲地方（間島を除く）、中北満洲地方に分け

られる。上の三地方は朝鮮人の移住時期及び住民の構成、社会階層分化の程度、政治的性向等において相互に同じ傾向を見せたり、反対に全く違う傾向を見せている。そのそれぞれの共通点と相違点は次のとおりである。

先ず、住民の構成は、南満洲地方と間島地方には、朝鮮時代末期から3・1運動の前後の時期にかけて、地理的な関係上、ほとんどは北部朝鮮人が移住し、主に畑作に携わるという共通点を持つていた。他方、中北満地方では稻作をする南部朝鮮人が中心となつていて、一九二〇年代以降移住したという点で南満、間島地方とは異なる。

次に、政治的性向と社会階層の分化程度を見ると、中北満と間島地方の移住民が政治運動でかなり似通つてゐる反面、南満地方は全く違う傾向を持つている。それは、移住の歴史的、社会的背景が異なるのみならず、移住後新たに形成された社会経済的環境が生み出した結果と思われる。

例えば、中北満の南部朝鮮出身移民は、満洲移住以降にも小作農として中国人地主に対立する立場にあつた。

そして、中北満移住朝鮮人が主とする米作は商品経済的な農業であり、朝鮮人農民の階級分化も急激に進んだ。このため、中北満の米作農民は容易に民族主義を離れ、

共産主義の影響を受けることになった。

間島地方も、一九二〇年代から始まつた商品経済の発達により土地問題をめぐる階級対立が激化した。即ち、朝鮮人小作農対満洲人地主の間だけでなく、朝鮮人内部の対立関係が生じた。このような階級分化は、広範な貧困農層に民族主義の影響力を減じ、共産主義の運動側に民族解放運動の主導権を渡すことになった。

反面、南満（鴨緑江隣接地帯）は自然的条件が特に悪く、可耕地の面積が総面積の一〇%～二〇%程度に過ぎない一方、未耕地も非常に少ないため土地は細分化され、農村内部は相対的な人口過剰の状態に陥つていた。しかも、交通も不便で商品経済の浸透は微々たるものであつた。他方、土地問題でも朝鮮人内部に階級対立がないため、民族的全体性をそのまま保つことが出来て、そのようなことでこの地域は最後まで民族主義運動の地盤として“朝鮮革命軍”に最強の支援を提供することが出来た。

III. 滿洲事変以降における

既住在満朝鮮人と“自由移民”的統計

一九三一年に満洲を手に入れた日帝年に、そこを確実に支配し、進んで大陸進出の橋頭堡を積み上げる必要が

あつた。その為、日帝は日本人と朝鮮人の大量集団移民を計画したが、これは一九三七年に集団移民が成立するまでは唯の計画に過ぎなかつた。というのは、新たに移民を送る前に、既住朝鮮農民と“自由移民”の統制・定住が先決問題としてあつたからである。

しかし、日帝は満洲事変以降、激増する避難民を含む在満朝鮮人をいくつかの方法で組織して、より効果的に統制しようとした。

第一に、“安全農村”方式がある。安全農村は朝鮮総督府が一九三一年、一九三四年の間、東亜勧業公社（一九三六年満洲拓殖株式会社に引継）に補助金を出して創設したもので、奉天省の鉄嶺安全農村（一九三二）、當口安全農村（一九三三）、三源浦安全農村（一九三六）、ビンガン城の河東安全農村（一九三三）、綏化安全農村（一九三四）等がある。これは広義の集団部落制度の先駆けとなる。

このような安全農村には、満洲事変、北満の大水害等による避難朝鮮人で原住地帰還の不可能な者だけでなく、事変を避け朝鮮に帰還した避難民で再移住を希望する者や、一九三四年の南部朝鮮一帯の大災害による移在者の中の満洲移住希望者もまた受け入れられた。朝鮮総督府が運賃その他の費用を支給して、安全農村に到着すれば

家をあてがい、越冬と翌年の農事準備のため一五〇ウォンを各戸に支給（現金ではない）し、そして東亜勧業公社が各戸に一町歩から一・五町歩の土地を一〇年間の年賦で貸し付けて、一〇年後には自作農にする、というものである。その代価として、農民等は朝鮮総督府、派遣員の指導を受けなければならなかつたし、“自警團”を組んで治安警備を担当させられることとなつた。

結局、安全農村は満洲事変以降、治安上の利便の為に、朝鮮人を集団居住させるなかで現れたものであつたが、朝鮮総督府が一九三七年から開始した大規模集団計画移民のための試験として満洲再移住希望者と南方移在民（一九三四）を収容したのである。

その後、一九三六年九月、東亜勧業公社は安全農村のすべての財産を新設した満鮮拓殖有限公社に譲渡した。そして安全農村は、一九三七年からその建設費に対する二〇カ年内の年賦償還を実施して、自作農創立を開始した。

しかし、安全農村に入った移住民の間には、東亜勧業公社の貸付金の償還があまりにも短期であること（當口農村の場合、これが理由で移住民の四分の一位が農場を脱出した）、小作料が普通の小作の約二倍にもなる高率であること、自作農創立の開始が遅れた事などの不満が

あつた。結局、日帝は安全農村に入った朝鮮人農民を日本の拓殖会社の小作農にしたということである。

第一に、”集団部落”がある。集団部落は一九三三年、朝鮮總督府が満洲事変以降抗日遊撃の根拠地となっていた間島地方に東洋拓殖会社間島出張所（以下”東拓”）から資金を出させて建設したのがその嚆矢である。この時、東拓は日帝当局が指定した土地を没収または商租して、そこには在満朝鮮人や中国人を強制的に集団移住させ集団部落を作りあげた。

集団部落の敷地は六、四〇〇坪ほどの広さであった。

部落の出入り口は四カ所又は二カ所で、概ね二カ所は大きく、二カ所はくぐり戸のものが多かった。周囲には土塀を高く積み上げ針金を巻き、土塀の外側にはくぼみを深く掘った。又、歩哨台を石で高く立て、部落内のつわ者で組織された自警団によつて住民の活動が監視された。住民が部落を出入りする時は身分証明証（”良民証”）がいるし、少しでも怪しい動きが見られると”抗日の疑い”で逮捕された。

間島省茶條溝、仲坪村集団部落の場合、自警団は義務制として一八才以上から四〇才までの男子で充当された。総団長は部落長が受け持ち、常備自警団は三名で五日交代していた。部落民は、耕地八千坪（七割の小作料で

地主から借りる）を共同耕作して充当した。その他に負担能力に応じて部落民から毎月約一五ウォンを徴収し、兵器として長銃8丁弾薬三〇発を備えた。

これらの集団部落は、朝鮮人農民と抗日部隊の接触を断つだけでなく、治安上の要所要所を占拠し、”間島治安上もつとも効果のある重要な役割を担当”することになった。そして、”間島地域で安全圏を拡大して、共匪の行動を圧迫するようになり、匪賊らは必死に部落の建設作業を妨害して数十回にわたつて襲撃を敢行した”と言ふ。このように集団部落が治安に及ぼす効果が大きいことが確認されて一九三五年からは満洲全域に拡大していった。

さらに、一九三六年一二月、関東軍は東部国境地帯に居住していた朝鮮人農民の統制に関する法令を発表した。それは、東部国境地帯に居住していた朝鮮人を国境から四〇里外に移すというものであつたが、軍事方針のもとで集団部落を作り居住させるのみならず、保甲法を徹底的に実施するように規定していた。これによつて、一九三七年春から東南満洲各地の朝鮮人は軍警の強制で集団部落を作り、一九三九年には全満洲で一三、四五ーの集団部落が建設されるに至つた。

このような、強制的な集団部落の建設によつて新たな

事態が生じた。例えば、安東省に建設した集団部落の場合、数千戸に及ぶ農民が近辺農耕地の不足で、部落から一〇里から二〇里離れた所に追い出されて、米作をしなければならなかつた。そのため農民が所有地を喪失し、小作農が増加し耕作地規模が縮小した。同時に、部落建設にともなう負債、縁辺労働等の増加を招いた。そのため、集団部落建設を農民がいやがり、多くの農民は集団部落への移住を拒否した。

結局、集団部落は収容した朝鮮人を安全農村と同じように徐々に自作農にしていくことを名目としていたが、一方では朝鮮人抗日部隊との関わりを切り、他方では、部落民を日本拓殖会社の小作農にして搾取するというものに過ぎなかつた。

第三に、"自作農創定計画"がある。これは、朝鮮総督府が集団部落建設とともに、一九三二年から東洋拓殖会社と共同して向後五カ年間、二〇〇万ウォンの資金で二、五〇〇戸の自作農を創定することを計画したことになります。一九三六年八月末までの実績は、創定戸数一、八三〇戸、土地所用面積一、三二六四町歩に上つた。ところが東拓は、自作農にするという名目で土地を買収して、小作農に渡す過程で暴利をむさぼつた。例えば、一晌当り荒れ地を一〇ウォン、既耕地を二五ウォンで買収

して、小作農に渡す時は市場価額という名目で、既耕地は一二五ウォンと決めた。それに、高い利息まで払わされたので、実際の土地価額は二七〇～二三〇〇ウォンとなつて、買収土地価額の一〇～三〇倍にもなつた。又、東拓は貸付金を完払出来るまでは土地権利証を発給しなかつたし、自由に村を出られないようとした。その結果、自作農創定農家は毎年東拓が決めた債務と利息、又いろいろの雑税を払いながら永遠に日本拓殖会社の債務に縛られ搾取されるほかなかつた。

その後、自作農創定計画は全在満朝鮮人農民に拡大された。即ち、一九三七年満鮮拓殖会社は東亞勸業公社から引き継いだ五カ所の安全農村に土地及び部落建設費用の貸付金を出して、一〇年から十五年間で償還させる方法を取つた。これによつて、満洲全域の集団移民部落において満鮮拓殖会社による自作農が創定された。そして、一九三七年から一九四一年の五年間で、二、三二二戸にも達する朝鮮人農民が自耕農（自作農）として創定され、その面積は七、八八五町歩に及んだ。

その他、満鮮拓殖会社は満洲各地に散在している朝鮮人農民に土地購買の金を貸して、年利息一〇～一五利も付けて償還させる方法で、七、五七五戸の朝鮮人農民を"金融自耕農"に創定したが、その面積は二九、九九五

町歩に達した。しかし、"自作農創定"は金融高利貸のようなもので、その過程で在満朝鮮人の農民は東拓に膨大な借金をして、まるで農奴のような生活を送るようになった。

以上をまとめると、満洲事変以降、朝鮮総督府は避難民救済という名目で避難朝鮮農民を原住地に送り返す一方、南北満洲には東亜勸業を通して安全農村を、間島では関東軍・外務省が東拓を補助して集団部落を建設して、自作農創定を実施したのである。

このように、安全農村と集団部落は集団化を通した統制制度であり、自作農創定計画は両者を結合した金融高利貸しの性格が強い。このような政策は、貧窮朝鮮人小作農をゆくゆく自作農にすることを究極の目的としてはいたが、実際には満洲を中國大陸侵略の為の食料基地とし、また、在満朝鮮人民衆を苦役と種々の雑税で縛った。それは消極的には、在満朝鮮人を一ヵ所に集めて集団生活をさせることによって朝鮮民族解放運動勢力との関わりを遮断し、積極的には、安全農村と集団部落内の自警團を動員して抗日遊撃隊を討伐する方策ともなった。

占領地域に自国民を移住させる事は、何よりも大事なことである。しかし、満洲占領以降、日帝も日本人満洲移民を進めたが、思うようには行かなかつたようだ。他方、朝鮮内では一九三〇年代に入り、農民運動の高まりで表れた植民地支配の矛盾激化をどうしても外部にふり向ける必要があつた。その為、先ず朝鮮人を満洲に移住させ、その成功可否を見て日本人移民を送ろうとした。

この一環として、一九三三年以後、南部朝鮮人の西北朝鮮方面移住計画に合わせて満洲への集団移民が計画された。その為、先ず一九三三年～一九三六年の五年間、土地局、土地調査委員会、適地整理局等の土地略奪機構を作り、満洲の土地を大量略奪して、一九三七年から本格的に実施するための移民政策の準備をした。そして、前述した安全農村、集団部落方式の在満既住朝鮮人に対する統制が一段落した一九三七年以降、大規模な新規集団の計画移民が実施されていった。

又、このような集団計画移民は中日戦争（一九三七）とも密接な関連を持つ。日帝としては中国本土に進出すには何よりも円滑な食糧・地下資源の調達が望まれた。そのため日帝は、満洲の開発をねらって、日本人と朝鮮

IV. 中日戦争以降における集団計画移民政策の展開

人を大量移住させる計画を立てた。これは一九三七年から本格化したが、それは中日戦争勃発と無関係ではなかった。

朝鮮総督府はこのような計画移民を行なう為、一九三六年九月制令を發布して、鮮満拓殖株式会社を「京成」(ソウル)に設立した。同時に満洲国でも同年九月勅令を發布し、「新京」(長春)に鮮満拓殖株式会社の出資によって満鮮拓殖有限公社(一九三八年七月、満鮮拓殖株式会社と改称)を設置した。

成立当時の計画によると、鮮満拓殖株式会社の事業は、満鮮拓殖有限股份公社に対する投資と西北朝鮮の拓殖事業であった。他方、満鮮拓殖有限股份公社の事業は、東亜勧業株式会社の事業を引き継ぐことと、朝鮮からの新規移民事業、既住在満朝鮮人農民の安定事業、既住在満小作農に対する自作地の創定(金融事業)等であった。

鮮満拓殖会社の設立とともに発表された移民計画を(表2)で見ると、一五年間毎年一万戸前後を満洲に移住させるとするものであったが、自作農がその大半を占めていた事が注目される。以前の満洲移民は、主に小作農層から送出されたが、(表2)を見ると、一五年間で自作農層の送出が全体の七四%を占めている。一九三六年現在、朝鮮の自作農が五四六、三三七戸であったが、

〈表2〉満拓移民計画表

年次	自作農	小作農	計	年次累計	単位：戸				
					年次	自作農	小作農	計	年次累計
1	2,000	1,000	3,000	—	9	9,000	3,000	12,000	73,000
2	3,000	1,000	4,000	7,000	10	9,000	3,000	12,000	85,000
3	4,000	1,000	5,000	12,000	11	9,000	3,000	12,000	97,000
4	5,000	2,000	7,000	19,000	12	9,000	3,000	12,000	109,000
5	7,000	2,000	9,000	28,000	13	9,000	4,000	13,000	122,000
6	7,000	2,000	9,000	37,000	14	10,000	4,000	14,000	136,000
7	9,000	3,000	12,000	49,000	15	10,000	4,000	14,000	150,000
8	9,000	3,000	12,000	61,000	計	111,000	39,000	150,000	

一一、〇〇〇戸を送出すると朝鮮自作農の二〇%位が移民対象となることになる。他方、小作農は一、五八三、六〇戸（朝鮮全農家の五一・八%）にもなる。

このような自作農の満洲移住は結局、日本人の朝鮮移住を可能にするためのものであつたと考えられる。

結局、一九三七年春、初めて「表2」の計画によつて満洲に集団移民が送り出された。この人々は、朝鮮総督府の斡旋で京畿道外、人口が稠密した南部六道から約二、五〇〇戸が選定され、間島城管内、奉天省宮口管内満鮮拓殖股份有限公社が取得した未墾地に移住させられた。

部落当たり一〇〇戸ずつ収容して一戸当たりの畠四町歩、又は田二町歩を与えて営農させて、移住旅費、土地代、家屋費、耕牛、農具、種子代及び食事経費等一切を公社から貸付けた。土地、家屋、耕牛費は移住後、一五年間年賦で償還させて、その支払完了と同時に自作農にするという計画であった。部落の周囲には土塹を積み上げ自警團を置いた。このような集団移民の先発隊については、大野政務総監が一九三七年八月一七日に各道知事に発し通牒にあるように、「各道からはもつとも優秀な人物で思想その他が純粹でまじめであることは無論、将来自作農創定の実現に適当な人物を厳選する事だ。又、その中でもっとも指導者になれそうな中堅人物を先に選抜し

て各道で訓練させるべきである」という厳格なものであつた。

中日戦争以後、移民事業の重要性が一層増大した。一九三八年七月二七日、「新京」で満洲国関係者が「移民事務処理委員会」を開催して、新しい協定を締結して從来の移民政策を改めた。まず、満洲国が積極的な移民助成政策に転換した。その主な内容は、移民希望者に対し朝鮮総督府発行の移住証明証の所持を義務づけること、移民選定時に必要に応じて鮮満当局の訓練を実施すること、移住の地域制限を撤廃すること等である。これに対して、朝鮮総督府も対満鮮農移住要項をつくり、その中で新規移民を移住形態によって「集団移民」「集合移民」「分散移民（自由移民）」に分けると具体的に説明している。その内容を要約するとつぎのようになる。

「集団移民」は満洲国の通達に基づいて、先ず具体的な戸数の割り当てを決め、七ヶ道（忠清南北、全羅南北、慶尚南北、江原道）に割り当てる。その資格は、現在自小作農、小作農、あるいは既住して農業従事経験があつて、確實に帰農できる者で、満洲に移住しようとする意思が強い者とした。このような基準により、道から移民農家を選定して移住証を交付する。そして満鮮拓殖が移住旅費、耕地、営農資金、家屋など移住に必要な準備を

一切行うと同時に、将来は自作農（畑の場合四町歩程度、田の場合二町歩程度）に創定する。“集合移民”は概ね集団移民に準じるが、規模が小さく移住旅費及び移住後当分の間の食糧費を自分で調達できる者に限るとされた。集団移民と同じように自作農創定を目的とするが（一戸当たり畑の場合四町歩、田の場合二町歩を割り当てる）、當農の基礎が固まるまでは小作農とする。集団移民及び集合移民は中堅人物を養成する目的で、移民のための訓練もする。“分散移民”は小作又は自作農で確実に耕地取得の可能性がある者で、満洲国に既住している斡旋者から満洲国に移民招致の申請があつた者に対する個人移住を原則とする。

これにより、それまでは自由に渡満していた自由移民（分散移民）希望者も、一九三八年からは道知事に報告して満洲当局に照会後、移民証を貰つて行くことになった。その結果、移住証がなくて国境で断られる人が相当出たため、国境付近に“移民ブローカー”が現れ、移住証を持たない農民に移住証明証を貰えると騙しては旅費を取り、それでなくとも貧困な移住民をより貧困にするというケースが頻繁に出た。

一九三九年一二月、日・満両国の政府の『満洲開拓政策基本要項』の決定により、朝鮮人満洲移民が実施された。

〈表3〉集団開拓民省別入植実績表（1942年 6月末現在） 単位：戸

省 年	間島	奉天	通化	吉林	牡丹江	濱江	龍江	錦州	北安	黒河	興安南	興安東	計
1937	2,280	—	—	—	—	—	—	198	—	—	—	—	2,478
1938	1,824	—	604	426	—	—	—	—	—	—	—	—	2,854
1939	1,074	358	370	833	911				—	—	—	—	4,080
1940	—	—	—	—	—	—	—	—	2,810	—	—	—	2,810
1941	—	—	—	—	—	—	—	—	229	393	—	—	1,058
1942	226	436	—	58	—	—	—	—	435	793	—	—	1,948
1943	92	—	74	—	—	—	—	—	77	101	401	301	1,046
計	5,496	794	1,048	1,317	911	352	51	765	3,551	1,287	401	301	16,274

朝鮮総督府、『朝鮮事情』昭和19（1944）年版、p.311から整理作成

〈表4〉集合開拓民 省別入植実績表

単位：戸

省 年	間島	吉林	奉天	錦州	通化	牡丹江	濱江	興安南	計
1939	274	87	45	—	11	464	—	—	881
1940	550	50	95	50	150	—	191	686	1,772
1941	—	100	41	—	—	—	—	—	141
1942	388	58	—	—	—	—	—	—	446
1943	250	—	—	—	197	—	—	—	447
計	1,462	295	181	50	358	464	191	686	3,687

朝鮮総督府、『朝鮮事情』昭和19年（1944），年版、p.311～312

単位：戸

<表5>

省 年	集団開拓移民		集合開拓移民		分散開拓移民	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
1937			2,336	12,160		
1938			2,799	14,171	4,455	14,010
1939	588	588	4,971	25,159	2,614	9,770
1940	2,707	7,971	1,305	6,854	1,833	7,159
1941	1,095	5,004	591	2,463	2,869	10,313
1942	1,344	6,483	443	2,093		

満洲帝国協会会、<国内に於ける朝鮮系国民の実態>

バクキヨンシク、<日本帝国主義の朝鮮支配>チョンア1986,P.370から引用

しかし、<表3>、<表4>、<表5>を見ると、日本帝が行なった朝鮮人満洲移民政策において、移民の名称

に混乱が見られる。即ち、<表5>では一九三七年、一九三八年の二ヵ年はただ“集団移民”的形態だけがあった事を表している。そうだとすると、同じ時期の、<表3>の集団移民は一体何を意味しているのか、また<表4>の集合移民はどうなっているのか。

結論から言うと、一九三七年と一九三八年の移民は、その条件において実は“集合移民”であり、一九三八年追加された分散移民は自由移民希望者も含めて付けられた名である。このように見ると、<表3>の年から一九三九年までの集団開拓民とは集団開拓民を意味するものと言える。即ち、<表5>の一九三七年から一九三九年までの集団開拓民の戸数を<表3>と同時期の集団開拓民戸数と比較すると、大体一致する事が分かる。そして、一九三九年について、<表4>の集団開拓民八八一戸を<表3>の四〇八〇戸に足すと四九六一戸で、<表5>の集合開拓民四九七一戸とほとんど一致する。しかし、一九四〇年以後については、<表3>の集団開拓民の戸数は表のように集団開拓民の戸数を表していると思われる。例えば、一九四〇年において、<表3>の集団開拓民の二、八一〇戸は<表5>の集団開拓民の二、七〇七戸に対応している。

とすると、<表5>の一九三九年の集団開拓民の五八

八戸、五八八名とは何なのか。戸数と人口数が同じという事からすれば、それは一九三九年一二月の『満洲開拓政策要綱』の中の、”朝鮮人開拓民に関する件”的先遣隊制度のことである。又、同時期の記録からも、一九四〇年から実施されるいわば”日本人と同一条件の集団移民”的先遣隊として六〇〇余人の単身移住者が一九三九年九月下旬に送り出された事が判る。

一方、朝鮮総督府から受けた援助の点で見ると(表3)の一九三七年～一九三九年に渡つた”集団開拓民”といふのは、実は集団移民形態と言うより集団移民の条件が集団移民に近いということである。一九三九年、朝鮮人満洲移民政策の拡充は、一九三七年以來の中国本土での中日戦争と、一九四一年の太平洋戦争勃発とは無関係ではない。

一九三六年、鮮満拓殖が立てた計画に基づいて実施された朝鮮人の満洲集団計画移民は、日本人移民が一九三七年以降”本格的移民期”に入植率が急激に減少して計画戸数の半分にも満たなかつたのと反対に、増加しつつあつた。一例として、日帝は中日戦争以後、増えつつあった食糧供給要求を満たす為に毎年朝鮮人一万戸の満洲移民政策を実施してきた。一九三八年には、移民数が増加し、移民事務処理委員会(一九三八年七月)が開かれて、

移民区域が従前の二三カ県から三九カ県に拡大された。そして、その後続く移民数の増加のため、一九三九年一二月に『満洲開拓政策要項』が制定され、一九三八年の三九カ県の移民区域が取消されて、原則として全満洲が移民区域に指定された。

要するに、一九三〇年代、日帝の朝鮮人に対する移民政策は大きく、二つの段階に分かれる。即ち、一九三一年の満洲事変から一九三七年中日戦争を前後とした時期と、その後の時期である。前半期の朝鮮人移民政策の中心は、新規移民よりも既に満洲に移住していた”既住朝鮮人”と生き延びる為に何が何でも満洲に渡つていく”自由移民”を、安全農村と集団部落等の施設に受け入れて統制することであった。そして、後半期には、前述の”統制安定化政策”がある程度達成できたとして、新規集団移民が本格的に実施されるようになった。その後、朝鮮人の満洲集団移民政策は、一九三八年、一九三九年の二回の政策変化を経ながら次第に拡充していくた。

V. 一九三〇年代における在満朝鮮人の生活

満洲事変以前に、手持ちの金がなく、移住地に対する基礎知識もなく満洲に渡った朝鮮人の大半は、中国人地主の小作農になった。そして、彼らが日夜をわかつたず働いて刈り入れた穀物も、小作料や高利の利息でなくなつて、生計維持さえも困難な者が多かった。

一九三〇年代の日本官憲の資料に、次のような記述がある。

「平均一戸当たり四人で・・・・・・ 収穫した米を売却して値段の安い粟、玉蜀黍、糖黍などを購入して主食として・・・・・ 一戸平均三天地（一町八反歩）内外を耕作する。借地する場合、多くは地主と半々あるいは四分六分の契約をして、小作朝鮮人一年の収入は・・・・・ 耕作費にほとんどを支払い、一家四人の一年の生計をやつとのことで支えている状態で、万一旱魃を二回でも受けると飢餓は免れない。」

ここで一戸当たり平均“三天地”とあるが、実際どうであつたかはともかく、朝鮮内よりはかなり広い耕作地

をもつたようである。又、耕作条件も、多い小作料の場合五〇%を越えたといわれるが、大体は三〇%～五〇%の小作料なので、生活は余裕があるよう見えた。しかし、小作料が比較的に少ない反面、各種の税金、中国官憲と馬賊の略奪、自然災害による被害、時には民族解放運動者への独立運動資金の調達などで、生活は窮乏した。そして、小作条件がより有利な奥地に移住して行くか、そうでない者は朝鮮に帰還した。

しかしながら、移住民全部が貧困農民層だったわけではない。早い時期から移住してきた者の中には多くの土地を所有している者もいたし、又移住の時、相当な資金を持参して土地を購買するか、多くの面積の土地を商租して小作あるいは雇農を雇い農作をする地主とか、富農もいた。しかし、“土地所有”は間島地方だけのことであって、表向きは地方主人（帰化人）でないと、土地を売買する事は出来なかつた。しかし、一般朝鮮人も地方主人の名義を借りて買収すれば登記が出来て、事实上所持者になることも可能であった。これは”佃民制”といつて、満洲事変以前から中国官憲も認めていたものである。雍髪易服せず清朝に帰化していないので、土地所有権のない朝鮮人農民は、土地を購入する時、帰化朝鮮人（地方主人）の名義で官厅に申告し、代理人となつた帰化朝

鮮人が“名義地主”として土地を購入する。これが佃民制である。佃民たちは名義地主に名義料及び手数料として購入面積の十分の一の土地か、それに相当する金額を払うことになっており、法的所有権は名義地主にあった。その為、土地所有権問題をめぐって複雑な問題が起ころう事もあった。

満洲事変が起きて、鉄道沿線や市街地へ避難してくる奥地居住の朝鮮人が急激に増加した。このような事態に及んで、日帝は“安全農村”・“集団部落”等の施設を用意して、散在する在満既住の朝鮮人農民と、朝鮮から満洲へと渡つてくる自由移民を先ず統制し、一九三七年から大規模な集団移民を行うことになった。しかし、上記の安全農村、集団部落に収容されて自作農に創定された者よりも、そうでない朝鮮人農民の方が多かった。一九三五年の間島地域統計によると、集団部落に収容され、自作農に創定された農戸は、間島在住朝鮮人の四分の一に過ぎなかった。

前述の三つの制度に受け入れられた朝鮮人農民たちが、事実上日本の拓殖会社の小作農として苦しい生計を送っていたように、一般在満朝鮮人も地方地主の過酷な榨取を受けた。彼らの小作料は一般に五〇%であったが、さらに地主に多くの無償労働や様々な苛歛雜税を払わされ

た。このような状態では年中働いても刈り入れの秋から飢えざるを得ず、彼らは日本の金融機関あるいは地方地主に高利で金を借りる事になる。しかし、日本の金融機関は不動産を抵当に入れるか、連帶保証人を要求した為抵当に入れる物がない大半の農民は地主か高利貸金利に頼るほかなく、高い金利を払わざるを得なかつた。他方、満洲事変以後、日本人移民は再び本格化したが、このようない日本人の満洲移民は在満朝鮮人と中国人農民の土地と労働力の榨取の上で可能となつたものである。即ち、散在していた在満朝鮮人を“指定した地区に集中させる”という口実で、あるいは集団部落用地、日本移民の移住予定地等の名で、強制的に土地を奪つていった。表向きは、土地に対し市場価格で支払うということであつたが、実際に支払われた土地価額はかなり低かった。一例として、日帝は買収価額を荒れ地一ヘ(一五〇〇ヘ)一〇〇〇坪程度)に二ウォン、耕作地一ヘ(一〇〇ウォンと規定したが、當時土地の市場価額は荒れ地一ヘ(一五〇〇ヘ)一五ウォン、耕作地一ヘ(一五〇〇ヘ)一〇〇ウォンであった。このことから、日本人移住地と指定された土地はとてもない値段で買収されたことが判る。

例えば、『朝鮮日報』一九三七年三月二〇日の記事によると、一九三七年三月中頃、吉林省に長野県から移民

団四三人が入り、朝鮮人が耕作していた農地全部を取り上げたので、農繁期を前にしたこの一二〇戸（七〇〇数名）は行くところがなくなった。しかし、彼ら朝鮮移民は約一〇数年前に自由移民として来て、満洲人地主との小作契約をして耕作した結果、生活の安定を得て自分たちの手で小学校まで立てて、最終的には、小作土地を満洲人地主から一晌当たり一六〇ウォンで買収する約定であった。しかし、それらの土地は日本移民団の移住地として一晌当たり一二〇ウォンで全部買収され、その上最悪の条件で朝鮮人の大半が駆逐された。

さらに、一九三八年省舒蘭県、四家房への日本長野県大日向開拓団の移住、一九四〇年四月吉林省阿城県への北海道八紘開拓団と山形県大谷開拓団の移住等の為、朝鮮人農民は他の場所に移住させられた。自分たちの作りあげた土地と部落をあつという間に日本人の移民候補地に指定され、満拓が新たに用意した部落に移住させられた。朝鮮人農民は、荒れ地と変わらぬ地を再び開墾して生計の道を立てるか、元の所に残って日本人開拓民の小作農になるしかなかった。それもできない者はあちこちを行く場合は集団部落の形で組まれたが、収穫後は“当座の食糧だけ残してあとの分は満拓の計算に委ねる”と

いうことであった。しかし彼らは、利息がどの位なのかその内訳も知らず、わかっているのは、借金があり、利子が増え、一五年後に自作農にはなれないということだけであった。

この事実を見る限り、朝鮮人移住民が荒れ地を開墾して沃土にすると、そこへ日本人を移住させ朝鮮人はもつと奥地の荒れ地へと移住させる。“という公式が成り立つように思われる。次にみる一九三〇年代初めの朝鮮日報の社説は、この公式をよく立証している。

「満洲の農耕地は大体が荒れ地で、集約農法を行う日本農民では開墾が難しく・・・そこへ先ず、朝鮮農民を送り、荒れ地を開墾させ、その後に日本農民を送つて集約農法で占拠する事・・・」

一方、日帝は前述のような経済的略奪だけでなく、一九三七年七月からは民族抹殺政策の次元において、いわゆる“皇民化”運動を提唱しながら、部落毎に“神社”を立てて“天祖大神”的信仰を強制するなど、朝鮮内地の韓民族に科した事と同じようなことを在満朝鮮人にも強要していく。

要するに、満洲事変以前は中国官憲の圧迫が主な苦痛であったのが、満洲事変後は日帝の直接的な支配を受け事になつた。そして、在満朝鮮人の生活は、一層不安

定で危うくなつていった。

VI. おわりに

一九三〇年代の日帝の満洲移民政策を見ることで、日帝時代の朝鮮人の満洲移住政策の変化と満洲における生活の概略を知ることができた。朝鮮人の満洲移住は主に政治的、経済的動機より成り立つており、満洲事變（一九三二）を境として自由移民期と統制計画移民時期に分けられる。このうち本稿の対象になったのは後者であり、この時期の政治経済的状況の点から日帝の朝鮮人に対する移民政策を要約すると、次のようなになる。

世界大恐慌は日本国内だけでなく、植民地朝鮮でも深刻な経済危機をもたらした。そんな時、危機の突破口として提唱されたのが満洲侵略であった。満洲は各種の資源が豊富なだけでなく、中国大陆とソ連に近接している地域で、軍事的にも重要な意義を持つていた。満洲を占領した日帝は、支配権力の確立の為に満洲に自国民を移住させる必要があった。労働・農民運動に悩まされていた朝鮮総督府側で、朝鮮内の過剰人口解消策として満洲集団移民が要請された。

同時に、既に満洲に移住して避難民として転々としていた朝鮮人の統制も、重要な課題であった。そして、”安全農村”と”集団部落”を設置して自作農創定を実施する事によって朝鮮人を収容、統制すると同時に、集団計画移民の為の試験移民を追加して受け入れた。このような移民政策は、日本官憲側は在満朝鮮人の自作農化を目的とするとしていたが、朝鮮解放運動勢力から在満朝鮮人を分離し、植民地（満洲、朝鮮）統治を強固にする目的から出たものだと思われる。そして、実際に効果は得られた。従って、一九三七年には新規の集団計画移民が可能になり、その後何回かに渡つて一部変更はされながら、朝鮮人に対する満洲移民政策は一層拡充していくた。

特に満洲事變後、既住在満朝鮮人の統制政策が実施され、中日戦争の後に、集団移民が本格化したという事実は、日帝の中国侵略戦争と密接に関連している。実際、日帝は一九三二年から一九三六年の五年間、満洲地域の土地を大量に略奪して、一九三七年以降本格的になる集団計画移民の準備をした。一九三七年に中日戦争が勃発した事と、その前後から満洲への集団移民が本格的に実施された事は、決して偶然の一一致ではない。

一方、日本人の満洲移民は満洲事變以前から試されていたが、その段階では政治目的の移民が中心であったの

で失敗の連続であつた。しかし、満洲制覇以降になると、日本人の満洲移民事業が再開されるようになる。満洲事変以降の日本人満洲移民事業の展開過程は、三つの時期に分けられる。“試験移民期”（一九三三～一九三五）

“本格移民期”（一九三七～一九四一）“満洲移民事業の崩壊期”（一九四二～一九四五）である。しかし、これらの時期に対応して、日帝の朝鮮人移民政策も展開していった。しかし、太平洋戦争（一九四一）以降、日本人満洲移民政策が崩壊状態に入って、あまり増えていないにも拘らず、朝鮮人移民の方は必ずしもそうではなかつた。

又、これと関連して、朝鮮人が日本人の満洲移民の手先として利用されたことが指摘される。即ち、中国人地主が見捨てた荒れ地を朝鮮人が日夜をわかつたぬ努力をして沃土にすると、日帝はあらゆる口実をもって朝鮮人をさらに奥地の荒れ地に追い出して、代わりに日本人をそこに移住させた。このような事例は、一九三〇年代に著しくなる。

最後に、残された課題として、第一に、移住民の生活実態の分析を通した朝鮮内の生活との比較研究、第二に、朝鮮人と日本帝国主義勢力との対立関係の研究、第三に、一九四〇年以降“八・一五光復”までの日帝の朝鮮人移民政策の研究等が挙げられる。